

医療的ケア児の生活支援について

医療的ケアとは…自宅などで家族などが日常的に行う医療的生活援助行為のことです。
医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族などが行う場合、
「医療的ケア」と呼んで、区別しています。



【おうちで育てるための制度&サービス】

① 訪問看護	看護師が居宅を訪問し、医療的ケアを実施するほか、健康状態の悪化防止・回復を手伝います。
② 居宅介護	居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。
③ 児童発達支援	遊びや作業を通して日常生活上の基本的な動作を習得します。(未就学児が対象)
④ 放課後等デイサービス	放課後や夏休み・冬休みなどに利用し、生活能力向上や自立を促進します。(6～18歳の就学児が対象)
⑤ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で一時的にお世話ができない場合に、施設などで短期間お預かりします。
⑥ 家族ほっとサポート	看護師が居宅を訪問し、家族の介護負担の軽減を図ります。(①が優先かつ①利用者に限る)
⑦ 通学・通所支援 (移動支援)	ヘルパーなどが家族に代わって学校や障がい福祉サービス事業所などへの通所の支援を行います。
⑧ 訪問入浴サービス	移動入浴車が居宅を訪問します。(自宅や通所施設での入浴ができない方)

【相談先】

- ①は医療のため、主治医へご相談ください。
②～⑧は、ふれあい福祉課までご相談ください。



小松市ふれあい福祉課 (☎0761-24-8050) 福祉サービス担当

【小松市独自の福祉サービス】

① 家族ほっとサポート

看護師が居宅へ訪問し、家族の介護負担の軽減を図ります。

対象者	訪問看護により医療的ケアを受けている児童 (一部 18 歳以上も含む)
サービス提供者	市と契約をした訪問看護事業所
申請から利用までの流れ	1. 保護者から市へ申請 2. 訪問看護事業所は、主治医の訪問看護指示書の写しを市へ提出 3. 市は判定会を経て、決定通知書と受給者証を利用者へ送付 4. 利用する訪問看護事業所へ受給者証を提示
支給量	上限月 4 回 (ただし、1 人につき 1 年度の間に 12 回を超えない範囲) 1 回につき、1 時間以下から 30 分区分切りで 4 時間までを設定
自己負担	1 割以内 (月額上限あり。受給者証に記載) 訪問看護事業所への支払い

自己負担について…

〔1 割負担〕 1 時間以内 750 円、1.5 時間 1,130 円、2 時間 1,500 円

2.5 時間 1,880 円、3 時間 2,250 円、3.5 時間 2,620 円、4 時間 3,000 円



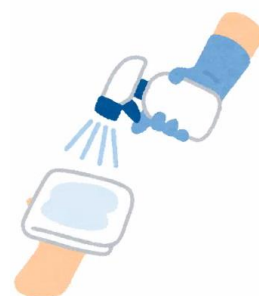
② 通学・通所支援（移動支援）

ヘルパーなどが家族に代わって学校や障がい福祉サービス事業所などへの通所の支援を行います。

対象者	訪問看護により医療的ケアを受けている児童（一部 18 歳以上） 視覚障がい（身体障害者手帳 1・2 級程度）を有する児童
サービス提供者	市と契約をした事業所
申請から利用までの流れ	1. 保護者から市へ申請 2. 市は判定会を経て決定通知書と受給者証を利用者へ送付 3. 利用する事業所へ受給者証を提示
支給量	月の上限あり（受給者証に記載）
自己負担	1 割以内（月額上限あり。受給者証に記載） 事業所への支払い。
利用条件	スクールバスや通所施設の送迎サービスなどの他の移動手段が受けられない場合に限る。 通学・通所先までの移動時間が概ね 15 分を超えるものを対象とする。

【衛生用品購入の助成】

医療的ケア児などに対する医療的ケアに必要な衛生用品の購入に係る費用に対して助成します。



ガーゼ、アルコール綿、洗浄綿、ビニール手袋、消毒液、経管チューブ、シリンジ（注射器用）、カテーテル（挿入チューブ）、固定用テープ、ウェットティッシュ、口腔ケア用品、とろみ剤、絆創膏、保湿剤、オムツ袋 他

※原則、医療保険の適用を受けている衛生用品等を除きます。

上記に記載のないものに関しては、ふれあい福祉課まで個別にご相談ください。

対象者	医療的ケア児などを養育する者 (ただし月に20日以上在宅で療養していること)
助成額	1人につき年額上限60,000円
申請から利用までの流れ	1. 利用前に市へ相談し、申請書を提出（毎年度登録が必要） 2. 市が登録 3. 実績報告書と領収書を市へ提出 4. 市から対象者へ支払い
請求時期	8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、3月（12～3月分）

【お問い合わせ・ご相談先】

どのようなサービスを使えるのか分からない、入園や入学の手続きをしたいがどこに相談すればよいかわからない、この先どうしたらよいかわからないなど、悩みがある方は、まずは相談機関にお気軽にお問い合わせください。



小松市ふれあい福祉課では、医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族の生活を支える様々な制度やサービス等についてのご相談をお受けします。

ふれあい福祉課 電話 0761-24-8050 FAX 0761-23-0294

【医療的ケア児等コーディネーター】

医療的ケア児等コーディネーターとは、お子さんとそのご家族に寄り添い、医療や福祉、保育など様々なご相談をお受けし、サービス利用などの支援を行う専門員です。

障がい福祉サービスを利用する場合には、必ずコーディネーターがつくこととなります。

福祉サービスを利用しない場合でも、コーディネーターへのご相談は可能です。

希望される方はふれあい福祉課までご連絡ください。

電話 0761-24-8050 FAX 0761-23-0294